

平成 29 年 8 月 4 日

経済産業大臣
世耕 弘成 殿

消費経済審議会
会長 山本 豊



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（答申）

平成 29 年 7 月 28 日付け 20170720 商第 3 号をもって当審議会に
諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律の趣旨に鑑み妥当
であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第 26 条第 1 項第 8 号ニに規定する適用除外の対象
として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を
規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第 2（第 5 条、第 5 条の 2
関係）の改正を行うことについて

対象となる業務

小規模不動産特定共同事業者が行う小規模不動産特定共同事業
（不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第46号）による改正後の不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第6項）

以上